

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく
長崎県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領

平成29年4月1日 制定

令和3年4月1日 改正

令和6年4月1日 改正

令和7年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要領は、長崎県知事及び各振興局長（以下「知事等」という。）が法第三章第一節に規定する所管行政庁として行う法の施行に関して適用する。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第3条 法第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者は、省令第3条第1項に規定する様式第1による計画書の正本及び副本各1通に、同項に定める図書を添えて知事等に提出するものとする。

(基準適合命令)

第4条 法第13条の規定による建築主に対する基準適合命令は、知事等が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定による基準適合命令書」（別記第1号様式）により行う。

(報告の徴収)

第5条 法第15条第1項の規定による報告の徴収は、知事等が必要と認めるときに、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定による報告を求める旨の通知書」（別記第2号様式）により行う。

2 建築主等は、前項により知事等から報告を求められた場合、「状況報告書」（別記第3号様式）正本及び副本各1通を知事等に提出するものとする。

(軽微な変更説明書)

第6条 建築主は、建築基準法第7条第4項又は第7条の2第1項による建築主事の完了検査を申請する際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更（省令第5条の規定による軽微な変更に限る。）があった場合は、完了検査申請書の第三面の別紙として「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」（別記第4号様式）及び当該変更に係る図書を添付するものとする。

(軽微変更該当証明書)

第7条 前条の建築主事の完了検査を申請しようとする者で、規則第13条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を知事等に求める者は、知事等に「軽微変更該当証明申請書」(別記第5号様式)を提出し、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微変更該当証明書」(別記第6号様式)の交付を受けることができる。

(省エネ基準工事監理報告書)

第8条 建築主は、第6条の建築主事の完了検査を申請しようとする際、完了検査申請書に工事監理者の氏名の記載がある「省エネ基準工事監理報告書」(別記第7号様式)を添付するものとする。

(審査の委託)

第9条 知事等は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る技術的審査を委託することができる。

(知事等以外の者の指示による申請書等の補正)

第10条 前条の規定により知事等が技術的審査を委託した場合において、当該委託をした後に、計画書、又はその添付書類に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、知事等は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(計画等の取り下げ)

第11条 建築主は、法第11条第1項若しくは第2項若しくは法第12条第2項若しくは第3項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画又は第7条の規定により提出した軽微変更該当証明申請書を取り下げるときは、「取り下げ届」(別記第8号様式)の正本及び副本を知事等に届け出なければならない。

2 知事等は、前項の取り下げ届を受理した場合は、取り下げ届の副本及び取り下げの表示をした申請書類の副本を建築主に返還するものとする。

(その他)

第12条 前条までの規定により難しい場合は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

<用語の解説>

建築物省エネ法 (以下、法)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)
省エネ性能	法第 2 条第 1 項第 2 号のエネルギー消費性能
省エネ基準	法第 2 条第 1 項第 3 号で定める建築物エネルギー消費性能基準
基準省令	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)
BEI	設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。) で除したものの
建築物エネルギー消費性能確保計画	法第 11 条第 1 項特定建築行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画
新築	建築物の存しない土地の部分 (更地) に建築物を造ることなど増築、改築及び移転のいずれにも該当しないものをいう。
改築	建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいい、増築、大規模の修繕等に該当しないものをいう。
増築	1 つの敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること (床面積を追加すること) をいう。建築物省エネ法では別棟で造る場合は、同一敷地内であっても新築として扱うこととする。
特定建築行為	法第 11 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物 (建築基準法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物に該当するものを除く) の建築行為
要確認特定建築行為	特定建築行為であって、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要するもの
登録省エネ判定機関	法第 14 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」
登録省エネ評価機関	法第 17 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」
所管行政庁	法第 2 条第 5 号の「所管行政庁」
建築主事	建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の「建築主事」
指定確認検査機関	建築基準法第 77 条の 21 第 1 項の「指定確認検査機関」
モデル建物法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める計算方法
標準入力法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める計算方法で、建築物に設ける全ての室単位で床面積や設置設備機器等の入力を行う方法をいう。
主要室入力法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める計算方法で、建物用途に応じた主要な室に係る設置設備機器等のみの入力を行う方法をいう。
標準計算法	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) および同号ロ (1) に定める計算方法
仕様基準	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (2) および同号ロ (2) に基づき国土交通大臣が定める基準 (住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 [平成 28 年 1 月 29 日号外国土交通省告示第 266 号])
仕様・計算併用法	次の①及び②の評価方法 ①住宅部分の外皮性能を仕様基準により評価し、一次エネルギー消費量を、住宅版プログラムを用いて算定 (基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ (1) の基準により評価) すること ②住宅部分の外皮性能を基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準により評価すること